

一般国道 421 号 石樽峠道路
に係る事後調査報告書

平成 17 年 12 月

国土交通省近畿地方整備局

はじめに

一般国道 421 号石榑峠道路は、線形不良区間の解消、幅員の確保及び冬季通行止の解消を図り、三重県北勢地域と滋賀県東部地域の地域間交流機能を強化することに資するよう計画したものである。

一方で、計画路線は豊かな自然環境を有する鈴鹿国定公園を通過するため、事業の実施に当たっては、特に環境保全に配慮する必要性が認められたことから環境アセスメントを実施し、これらの検討結果を「一般国道 421 号石榑峠道路環境影響評価書（平成 15 年 2 月、国土交通省近畿地方整備局）」（以下、「評価書」と記す。）としてとりまとめ、縦覧に供した。

本報告書は、評価書に基づき、事後調査実施計画のうち工事着工前における植物、動物及び猛禽類について、平成 16 年及び 17 年度に調査を実施し、その結果をとりまとめたものである。

目 次

1. 事業の概要	1
1-1 事業者の名称及び住所	1
1-2 対象事業の名称、種類及び規模	1
1-3 対象事業実施区域（図 1-1）	1
1-4 対象事業に係る工事の進捗状況	1
1-5 調査委託機関	1
2. 事後調査結果	3
2-1 調査項目	3
2-2 植物調査	3
1) 事後調査の実施理由（評価書からの引用）	3
2) 目 的	3
3) 調査日	3
4) 調査地域	3
5) 調査方法	3
6) 調査結果	6
2-3 動物（猛禽類以外）調査	7
1) 事後調査の実施理由（評価書からの引用）	7
2) 目 的	7
3) 調査項目及び調査日	7
4) 調査地域	7
5) 調査方法	8
6) 調査結果	9
7) 動物（猛禽類以外）調査のまとめ	14
2-4 動物（猛禽類）調査	15
1) 事後調査の実施理由（評価書からの引用）	15
2) 目 的	15
3) 調査日	15
4) 調査方法及び調査地域	16
5) 調査結果	19
6) 猛禽類調査のまとめ	20

1. 事業の概要

1-1 事業者の名称及び住所

名 称：国土交通省近畿地方整備局

住 所：大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44

1-2 対象事業の名称、種類及び規模

名 称：一般国道 421 号 石樽峠道路

種 類：道路の改築

規 模：延長 4.5km（トンネル区間 4.1km）

1-3 対象事業実施区域（図 1-1）

事業区間：自）三重県いなべ市大安町石樽南

至）滋賀県東近江市黄和田町

1-4 対象事業に係る工事の進捗状況

平成 17 年 11 月時点で、工事は未着手である。

本調査は、工事着工前の事後調査に位置づけられる。

なお、環境影響評価準備書並びに環境影響評価書以降の、工事の施工方法等による改変区域の拡大や、新たな開発・災害等による計画路線周辺の地域環境状況の変化はない。

1-5 調査委託機関

名 称：株式会社ウエスコ

住 所：岡山県岡山市島田本町 2-5-35

代表者：代表取締役 山地 弘

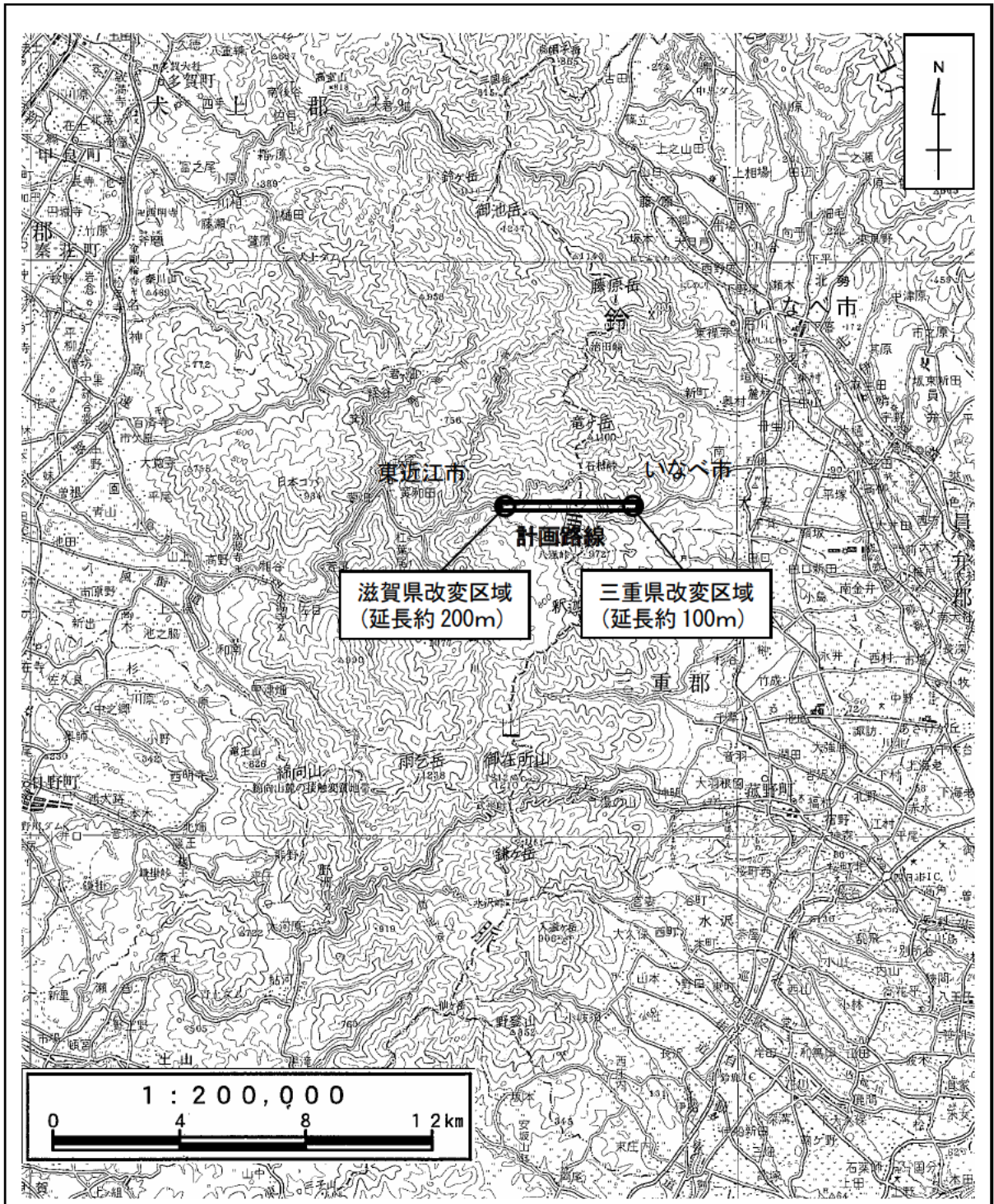


图 1-1 計画路線位置图

2. 事後調査結果

2-1 調査項目

調査項目は以下の3項目とした。

- ①植物
- ②動物（猛禽類以外）
- ③動物（猛禽類）

2-2 植物調査

1) 事後調査の実施理由（評価書からの引用）

表 2-1 事後調査項目及び実施理由

事後調査項目	実施時期	実施理由
植物（学術上重要な植物）	工事着工前	現況調査実施(平成10年)から既に数年が経過していることを勘案し、工事着工に当たっては、改変区域における学術上重要な植物の状況について確認を行う必要があると考えた。

2) 目的

事後調査の実施理由に留意し、改変区域における学術上重要な植物の現況確認を目的とした。

3) 調査日

現地調査日を表 2-2 に示す。夏季、秋季及び春季の3回実施した。

表 2-2 現地調査日（植物）

調査時期	調査日
夏季	平成16年8月31日～9月1日
秋季	平成16年9月30日～10月1日
春季	平成17年5月26日～5月27日

4) 調査地域

調査地域は、事業による改変区域とした。三重県及び滋賀県それぞれの調査地域を図 2-1 に示す。

5) 調査方法

調査地域を対象に現地踏査により、評価書での確認種を含め選定基準に該当する全ての学術上重要な植物の生育状況を確認した。学術上重要な植物が確認された場合には、確認地点、確認数、確認環境（地形、周辺植生等）を記録、写真撮影した。

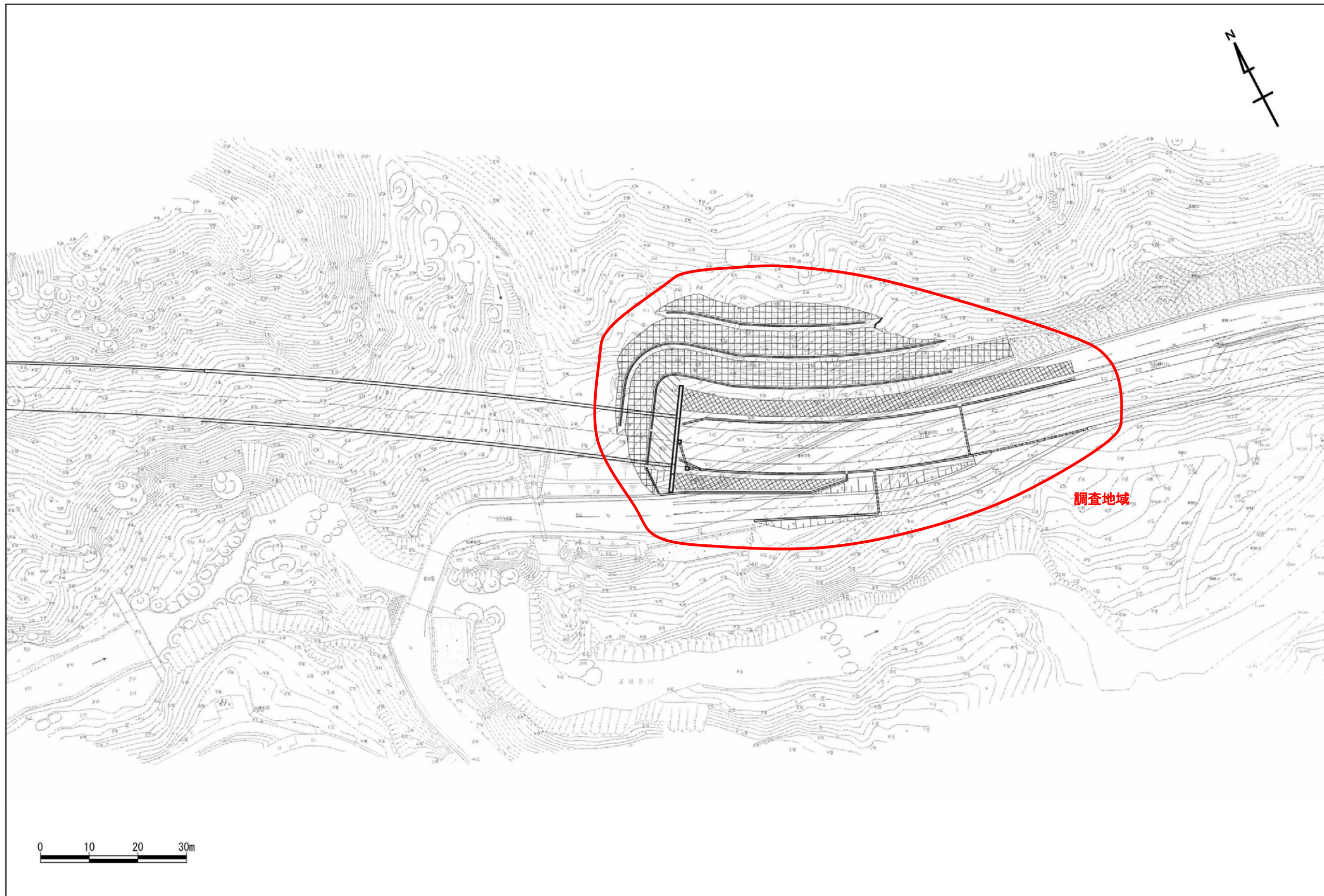


図2-1 事業計画図 (三重県)

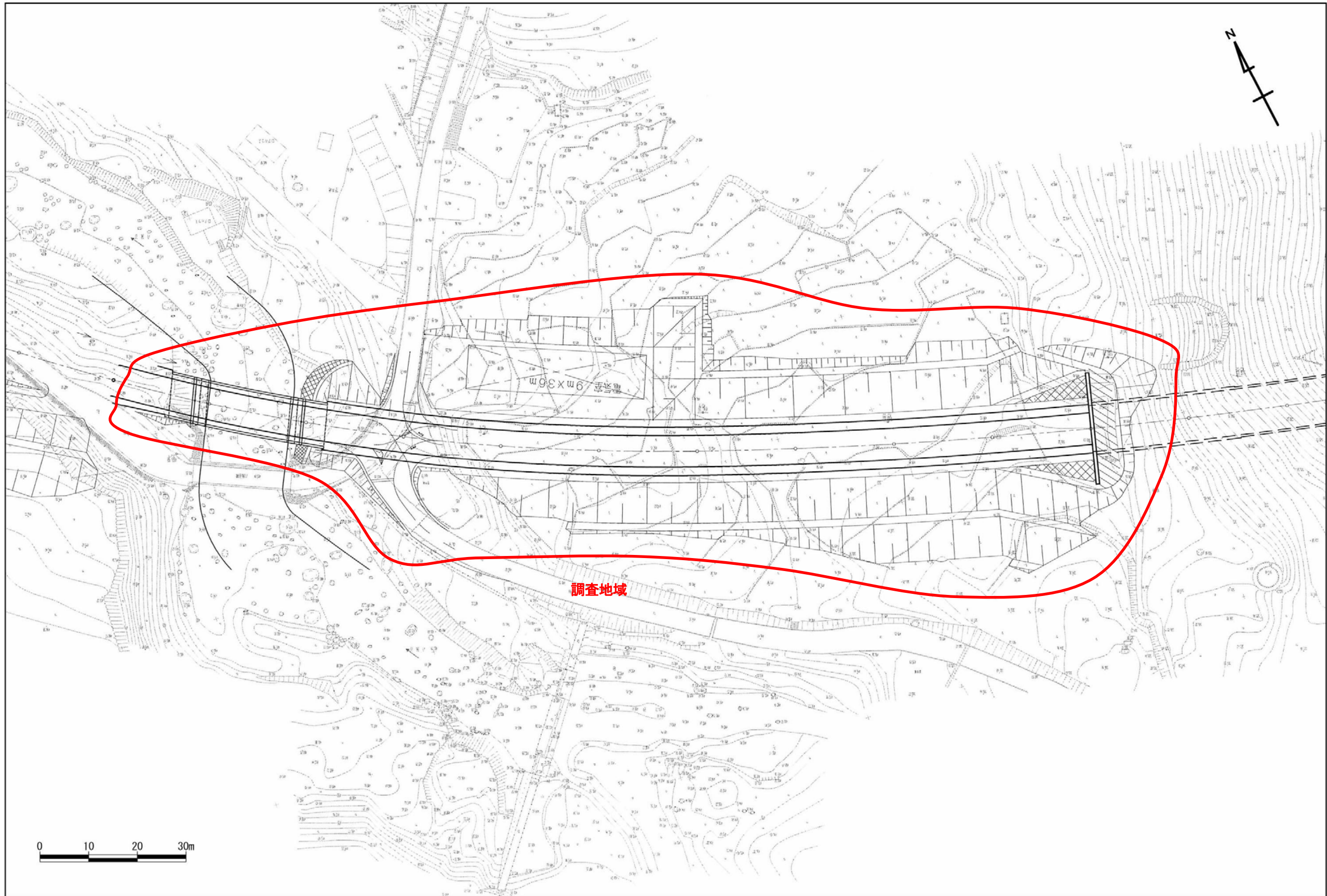


図2-1 事業計画図（滋賀県）

6) 調査結果

(1) 学術上重要な植物の選定基準

学術上重要な植物の選定基準は表 2-3 に示すとおりとした。

表 2-3 学術上重要な植物の選定基準

番号	出典	カテゴリー区分
1	「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号)による指定種 「三重県文化財保護条例」(昭和32年12月28日三重県条例第72号)による指定種 「滋賀県文化財保護条例」(昭和31年12月25日滋賀県条例第57号)による指定種	a: 特別天然記念物 b: 天然記念物(国) c: 天然記念物(県)
2	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年)による指定種	a: 国内希少野生動植物種 b: 国際希少野生動植物種
3	「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物-レッドデータブック-植物 I (維管束植物) (環境庁; 2000年)による指定種	a: 絶滅 b: 野生絶滅 c: 絶滅危惧 I A類 d: 絶滅危惧 I B類 e: 絶滅危惧 II 類 f: 準絶滅危惧 g: 情報不足 h: 地域個体群
4	「第1回自然環境保全調査-緑の国勢調査-」(環境庁; 昭和51年)による主要植物	主要植物
5	「国立国定公園特別地域内指定植物図鑑-南関東・東海・北近畿編-」(環境庁; 昭和58年)による指定植物	指定植物
6	「我が国における保護上重要な植物種の現状」((財)日本自然保護協会・(財)世界自然保護基金日本委員会; 1989年)による指定種	a: 絶滅種 b: 絶滅危惧種 c: 危急種 d: 現状不明種
7	「滋賀県における環境影響評価の手引き」(滋賀県; 平成5年)による重要な植物	重要な植物
8	「三重県自然環境保全調査書」(三重県; 昭和51年)による指定種	a: 貴重な植物個体 b: 貴重な植物群落
9	「自然のレッドデータブック・三重」(三重自然誌の会; 1995年)による指定種	a: 絶滅種 b: 危惧種 c: 希少種
10	「近畿地方の保護上重要な植物-レッドデータブック近畿-」(レッドデータブック近畿研究会; 1995年)による保護上重要な植物	保護上重要な植物
11	「改訂・近畿地方の保護上重要な植物-レッドデータブック近畿2001-」(レッドデータブック近畿研究会; 2001年)による指定種	a: 絶滅種 b: 絶滅危惧種A c: 絶滅危惧種B d: 絶滅危惧種C e: 準絶滅危惧種
12	「滋賀県で大切にすべき野生生物、2000年版」(滋賀県; 2000年)による指定種	a: 絶滅危惧種 b: 絶滅危機増大種 c: 希少種 d: 要注目種 e: 分布上重要種 f: その他重要種 g: 絶滅種 h: 保全すべき群集・群落・個体群 i: 郷土種

(2) 学術上重要な植物の確認状況

現地調査の結果、評価書時と同様に改変区域において学術上重要な植物は確認されなかった。

2-3 動物（猛禽類以外）調査

1) 事後調査の実施理由（評価書からの引用）

表 2-4 事後調査項目及び実施理由

事後調査項目	実施時期	実施理由
動物（学術上重要な動物） *猛禽類以外	工事着工前	現況調査実施(平成10年)から既に数年が経過していることを勘案し、工事着工に当たっては、改変区域における学術上重要な動物の状況について確認を行う必要があると考えた。

2) 目的

事後調査の実施理由に留意し、改変区域における学術上重要な動物の現況確認を目的とした。

3) 調査項目及び調査日

調査項目別の現地調査日を表 2-5 に示す。各調査項目について 2 回以上実施した。

表 2-5 現地調査日（動物）

調査項目	調査日
哺乳類	夏季：平成 16 年 8 月 31 日、9 月 1 日 冬季：平成 17 年 2 月 1 日、4 日 春季：平成 17 年 5 月 19 日～20 日
鳥類	夏季：平成 16 年 8 月 31 日、9 月 1 日 冬季：平成 17 年 2 月 1 日、4 日 春季：平成 17 年 5 月 19 日～20 日
両生類・爬虫類	夏季：平成 16 年 8 月 31 日、9 月 1 日 秋季：平成 16 年 10 月 3 日～4 日 春季：平成 17 年 5 月 19 日～20 日
昆虫類	夏季：平成 16 年 8 月 31 日、9 月 1 日 秋季：平成 16 年 10 月 3 日～4 日 春季：平成 17 年 5 月 19 日～20 日

4) 調査地域

調査地域は、事業による改変区域とした。（調査地域は 2-2 植物の項の図 2-1 を参照。）

5) 調査方法

調査対象は、哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類及び昆虫類とする。これらの調査方法を表 2-6 に示す。なお、鳥類調査時に確認された猛禽類については、2-4 動物調査（猛禽類）で整理した。

表 2-6 調査方法

対象	方法
哺乳類	目撃確認法: 個体の目撃により生息種を確認する。 フィールドサイン法: 糞や足跡などにより生息種を確認する。
鳥類	定点法: 調査範囲を見渡せる定点で、1時間に出現する種類を記録する。 任意踏査: 調査範囲を歩き回り、出現した種類を記録する。
両生類・爬虫類	目撃、鳴き声確認法: 個体の目撃や鳴き声により生息種を確認する。
昆虫類	任意採集法: 捕虫網を用いた採集や目撃などにより生息種を確認する。

学術上重要な動物が確認された場合には、確認地点、確認数、確認状況、確認環境（地形、周辺植生等）を記録、写真撮影した。

また、けもの道が確認された場合には、けもの道周辺の環境や哺乳類のフィールドサインの確認状況等からけもの道の利用種を可能な限り特定した。

6) 調査結果

(1) 学術上重要な動物の選定基準

学術上重要な動物の選定基準は表 2-7 に示すとおりとした。

表 2-7 学術上重要な動物の選定基準

番号	出典	カテゴリー区分
1	「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号)による指定種 「三重県文化財保護条例」(昭和32年12月28日三重県条例第72号)による指定種 「滋賀県文化財保護条例」(昭和31年12月25日滋賀県条例第57号)による指定種	a: 特別天然記念物 b: 天然記念物(国) c: 天然記念物(県)
2	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年)による指定種	a: 国内希少野生動植物種 b: 国際希少野生動植物種
3	「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物-レッドデータブック-哺乳類」(環境省; 2002年)による指定種 「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物-レッドデータブック-鳥類」(環境省; 2002年)による指定種 「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物-レッドデータブック-爬虫類・両生類」(環境省; 2000年)による指定種 「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物-レッドデータブック-汽水・淡水魚類」(環境省; 2003年)による指定種 「無脊椎動物(昆虫類、貝類、クモ類、甲殻類等)レッドリスト」(環境省; 平成12年)による指定種	a: 絶滅 b: 野生絶滅 c: 絶滅危惧ⅠA類 d: 絶滅危惧ⅠB類 e: 絶滅危惧Ⅱ類 f: 準絶滅危惧 g: 情報不足 h: 地域個体群
4	「日本の絶滅のおそれのある野生生物-レッドデータブック-脊椎動物編」(環境省; 1991年)による指定種 「日本の絶滅のおそれのある野生生物-レッドデータブック-無脊椎動物編」(環境省; 1991年)による指定種	a: 絶滅種 b: 絶滅危惧種 c: 危急種 d: 希少種 e: 地域個体群
5	「第1回自然環境保全調査」(環境省; 昭和51年)による主要野生動物	主要野生動物
6	「第2回自然環境保全基礎調査」(環境省; 昭和56年)による指定種	a: 希少種 b: 調査対象種 c: 指標昆虫類 d: 特定昆虫類
7	「滋賀県における環境影響評価の手引き」(滋賀県; 平成5年)による重要な動物	重要な動物
8	「三重県自然環境保全調査書」(三重県; 昭和51年)による指定種	指定種
9	「自然のレッドデータブック・三重」(三重自然誌の会; 1995年)による指定種	a: 絶滅種 b: 危惧種 c: 希少種
10	「滋賀県で大切にすべき野生生物、2000年版」(滋賀県; 2000年)による指定種	a: 絶滅危惧種 b: 絶滅危機増大種 c: 希少種 d: 要注目種 e: 分布上重要種 f: その他重要種 g: 絶滅種 h: 保全すべき群集・群落・個体群 i: 郷土種
11	「近畿地区鳥類レッドデータブック」(山岸哲監修; 2002年)による指定種	a: 危機的絶滅危惧 b: 絶滅危惧 c: 準絶滅危惧 d: 要注目

(2) 学術上重要な動物の確認状況

現地調査の結果、改変区域において学術上重要な動物として表 2-8 に示す 20 種が確認された。県別の確認状況を表 2-9 に示す。これらは昆虫類のマルボシヒラタハナバエを除き、「評価書」で確認されている種である。

表 2-8 現地調査により確認された学術上重要な動物の一覧

分類	種名	選定基準										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
哺乳類	ニホンサル					○	b	○	○		d	
	ニホンリス							○				
	キツネ					○		○			i	
	ニホンジカ					○		○				
鳥類	ヤマドリ									c	f	
	アオハト										c	
	ハリオアマツハメ										c	d
	アマツハメ										c	
	カワセミ					○		○	○		c	c
	アカケラ										c	c
	カワガラス							○			c	c
	エゾムシクイ										c	c
爬虫類	トカゲ										d	
両生類	タゴガエル					○			○		d	
	ヤマアカガエル										c	
昆虫類	アオマツムシ						d					
	カンタン						d	○				
	ムネアカオオアリ						d					
	トウヨウホソアシナガバチ						d				d	
	マルボシヒラタハナバエ						d					

注)選定基準、カテゴリー区分は表2-7参照。

マルボシヒラタハナバエは、事後調査で新たに確認された種である。

表 2-9 学術上重要な動物の県別確認状況

分類	種名	確認地点	
		三重県	滋賀県
哺乳類	ニホンサル	○	
	ニホンリス	○	
	キツネ	○	○
	ニホンジカ	○	○
鳥類	ヤマドリ		○
	アオハト		○
	ハリオアマツハメ		○
	アマツハメ		○
	カワセミ		○
	アカケラ	○	○
	カワガラス		○
	エゾムシクイ	○	
爬虫類	トカゲ	○	
両生類	タゴガエル	○	○
	ヤマアカガエル		○
昆虫類	アオマツムシ	○	
	カンタン	○	
	ムネアカオオアリ	○	○
	トウヨウホソアシナガバチ	○	
	マルボシヒラタハナバエ	○	
	合計	13	12

注)マルボシヒラタハナバエは、事後調査で新たに確認された種である。

①ニホンザル（哺乳類）

冬季調査により、三重県の1ヶ所で糞が確認された。改変区域を含む広い範囲を行動域として生息しているものと考えられる。



ニホンザル糞

②ニホンリス（哺乳類）

春季調査により、三重県の1ヶ所で食痕が確認された。マツボックリの食痕であり、改変区域を含む周辺一帯のアカマツ林が餌場として利用されていると考えられる。

③キツネ（哺乳類）

夏季調査により、滋賀県の1ヶ所、冬季調査により、三重県及び滋賀県のそれぞれ1ヶ所で糞が確認された。改変区域を含む広い範囲を行動域として生息しているものと考えられる。



キツネ糞

④ニホンジカ（哺乳類）

冬季調査により、三重県の2ヶ所で糞、1ヶ所で食痕、滋賀県では足跡と食痕がそれぞれ1ヶ所で確認された。春季調査では、滋賀県で糞と食痕がそれぞれ2ヶ所で確認された。食痕はササ類で確認された。改変区域を含む広い範囲を餌場等に利用し、生息しているものと考えられる。

また、夏季調査時に、滋賀県でニホンジカによる「けもの道」が確認された。けもの道はトンネル坑口付近を南北に通過していた。確認地点は、緩やかな地形が急な地形になる変換点で、植生もスギ・ヒノキ植林と落葉広葉樹林の境界部に当たる。けもの道の痕跡としては明瞭なものではなく、利用頻度は小さいと推測される。



ニホンジカ糞

⑤ヤマドリ（鳥類）

春季調査により、滋賀県の1ヶ所で森林内を歩く1個体が確認された。改変区域を含む周辺の森林を生息域にしていると考えられる。

⑥アオバト（鳥類）

夏季調査により、滋賀県の1ヶ所で上空を飛翔する1個体が確認された。改変区域を含む周辺の森林を生息域にしていると考えられる。

⑦ハリオアマツバメ（鳥類）

夏季調査により、滋賀県の1ヶ所で上空を飛翔する1個体が確認された。渡り途中の個体と考えられる。

⑧アマツバメ（鳥類）

夏季調査により、滋賀県の1ヶ所で上空を飛翔する1個体が確認された。渡り途中の個体と考えられる。

⑨カワセミ（鳥類）

春季調査により、滋賀県の1ヶ所で八風谷川上空を飛翔する1個体が確認された。八風谷川を餌場に利用していると考えられる。

⑩アカゲラ（鳥類）

冬季調査により、滋賀県の1ヶ所及び、春季調査により、三重県の1ヶ所でそれぞれ木に止まる1個体が確認された。改変区域を含む周辺の森林を生息域にしていると考えられる。

⑪カワガラス（鳥類）

夏季及び春季調査それぞれにより、滋賀県の1ヶ所で八風谷川上空を飛翔する1個体が確認された。八風谷川を餌場に利用していると考えられる。

⑫エゾムシクイ（鳥類）

春季調査により、三重県の森林の1ヶ所で鳴き声が確認された。本種は当地では旅鳥であるため、確認個体は繁殖地への移動途中に一時立ち寄ったものと推測される。

⑬トカゲ（爬虫類）

夏季調査により、三重県の森林の1ヶ所、滋賀県の道路脇1ヶ所で確認された。周辺に広く分布すると考えられる。

⑭タゴガエル（両生類）

夏季調査により、三重県の森林の1ヶ所、滋賀県の森林の7ヶ所、秋季調査により、滋賀県の森林の6ヶ所で幼体あるいは成体が確認された。繁殖期に実施した春季調査では、繁殖を示す独特の鳴き声は確認されず、繁殖可能な湿潤地も確認されなかった。本種は改変区域の森林を成体や幼体の生息場として利用していると考えられる。



タゴガエル

⑮ヤマアカガエル（両生類）

秋季調査により、滋賀県の森林の8ヶ所で幼体及び成体が確認された。春季調査では、幼生は確認されず、繁殖可能な湿潤地も確認されなかった。本種は改変区域の森林を成体や幼体の生息場として利用していると考えられる。



ヤマアカガエル

⑯アオマツムシ（昆虫類）

秋季調査により、三重県の林縁1ヶ所で樹上から鳴き声の確認された。本種は外来種であり、分布域は拡大傾向にある。

⑰カンタン（昆虫類）

秋季調査により、三重県の道路脇の草地で複数個体が確認された。個体数の多い一般種であり、周辺の草地に広く分布すると考えられる。

⑱ムネアカオオアリ（昆虫類）

夏季調査により、三重県の林縁部で複数個体、秋季調査により三重県及び滋賀県の林縁部でそれぞれ複数個体が確認された。個体数の多い一般種であり、周辺の森林に広く分布すると考えられる。

⑲ トウヨウホソアシナガバチ（昆虫類）

夏季及び春季調査により、三重県の森林それぞれ1ヶ所で飛翔する1個体が確認された。森林性であり、周辺の森林に広く分布すると考えられる。

⑳ マルボシヒラタハナバエ（昆虫類）

夏季及び秋季調査により、三重県の林縁1ヶ所で花に訪花する1個体が確認された。カメムシ類に寄生する。本種は「評価書」では記載されていないが、一般的に見られる種であり、周辺に広く分布すると考えられる。



マルボシヒラタハナバエ

7) 動物（猛禽類以外）調査のまとめ

現地調査により、改変区域において学術上重要な動物として哺乳類4種、鳥類5種、両生類2種、昆虫類3種が確認された。これらは昆虫類のマルボシヒラタハナバエを除き「評価書」で確認されている種である。また、ニホンジカについては新たにけもの道が確認された。

ニホンジカのけもの道については、その一部が改変区域と重なるため、事業実施により移動経路の一部改変が生じるが、道路の存在による本種の生息環境への影響の程度は小さいと予測される。また、けもの道は改変区域と未改変区域の境界部付近を通過するため、侵入防止柵の設置による移動経路の迂回などの保全措置を検討、実施することにより、事業者の実施可能な範囲内で影響が回避または低減されるものと評価される。

昆虫類のマルボシヒラタハナバエは林縁や草地の花によく訪花する種である。現地調査では三重県の道路脇の林縁で、訪花する個体が確認されたが、本事業では改変区域は小さく、周辺には同様の環境が広く分布するため、工事の実施による本種の生息環境への影響の程度は極めて小さいと予測される。よって、環境保全措置は講じないこととする。

2-4 動物（猛禽類）調査

1) 事後調査の実施理由（評価書からの引用）

表 2-10 事後調査項目及び実施理由

事後調査項目	実施時期	実施理由
動物 (猛禽類)	工事着工前	現況調査実施(平成10年)から既に数年が経過していること、 変更区域は猛禽類の行動圏内に位置し、採餌環境として 利用されている可能性が考えられることから、工事着工に 当たっては、事前に変更区域の動物（猛禽類）の状況につ いて確認を行う必要があると考えた。

2) 目的

事後調査の実施理由に留意し、本業務では、変更区域における学術上重要な猛禽類の生息現況の把握を目的とした。

3) 調査日

現地調査日を表 2-11 に示す。滋賀県については、5月調査でクマタカの餌運搬が確認されたため、当年の繁殖確認を目的として7～9月に調査を追加実施した。

表 2-11 現地調査日（猛禽類）

調査回数	調査日
1回目	平成16年12月16日～17日（三重県） 12月14日～15日（滋賀県）
2回目	平成17年1月6日～7日（三重県） 1月6日～7日（滋賀県）
3回目	平成17年2月1日（三重県） 2月4日（滋賀県）
4回目	平成17年5月19日（三重県） 5月20日（滋賀県）
5回目	平成17年7月22日～23日（滋賀県）
6回目	平成17年8月29日～30日（滋賀県）
7回目	平成17年9月20日～21日（滋賀県）

4) 調査方法及び調査地域

調査方法については定点法を実施した。方法の概要を表 2-12 に示す。

調査地域は、事業による改変区域周辺とし、調査範囲を図 2-2 に示す。

表 2-12 現地調査方法

調査方法	内容
定点法	見晴らしのよい定点から観察し、双眼鏡や望遠鏡を使用し猛禽類を確認する。猛禽類を確認した場合には、種名、性別、行動等を記録し、図面に出現位置を記録する。同時に実施した地点間は、無線で連絡を取り合いながら、複数地点での確認に努めた。

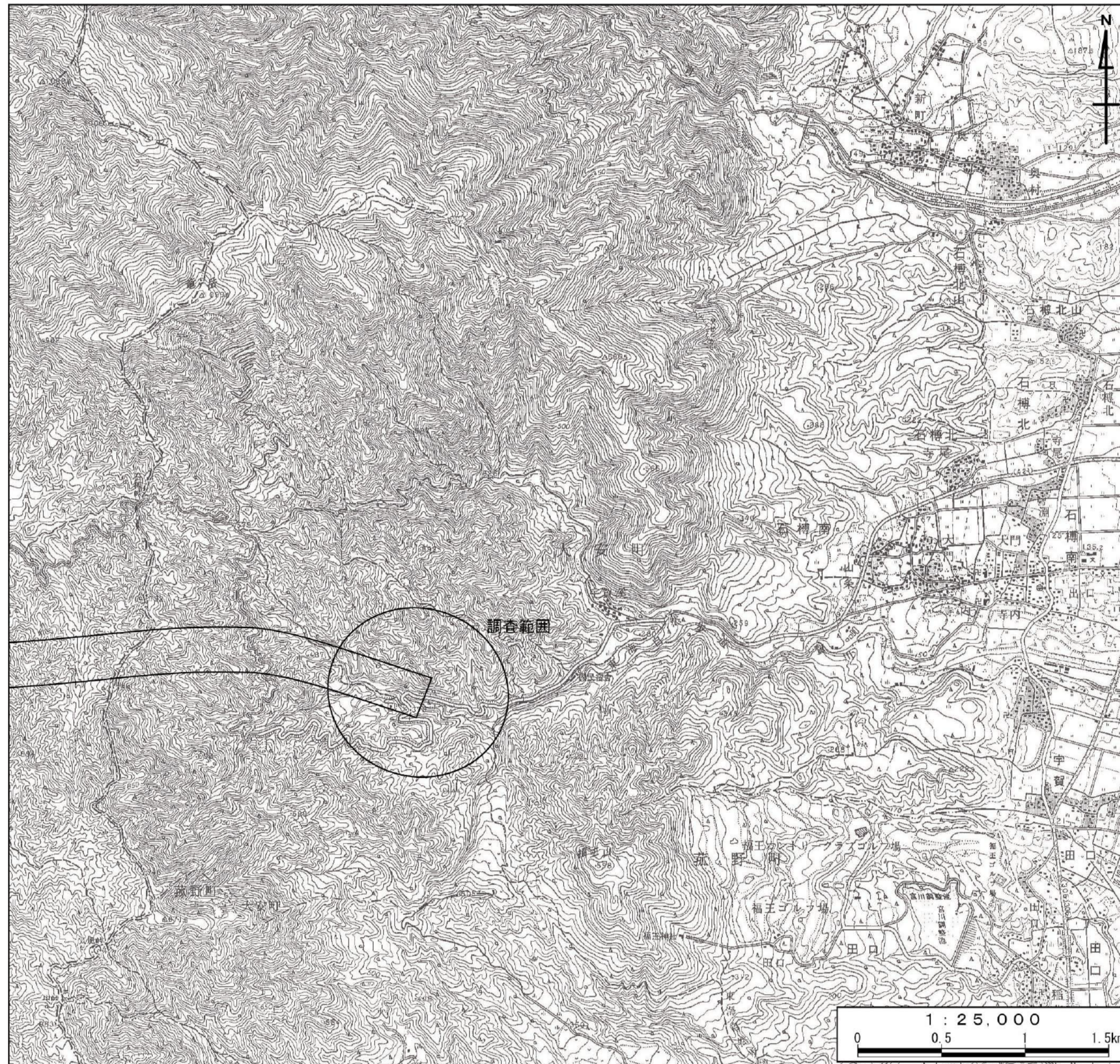


図 2-2 猛禽類の調査範囲図 (三重県)

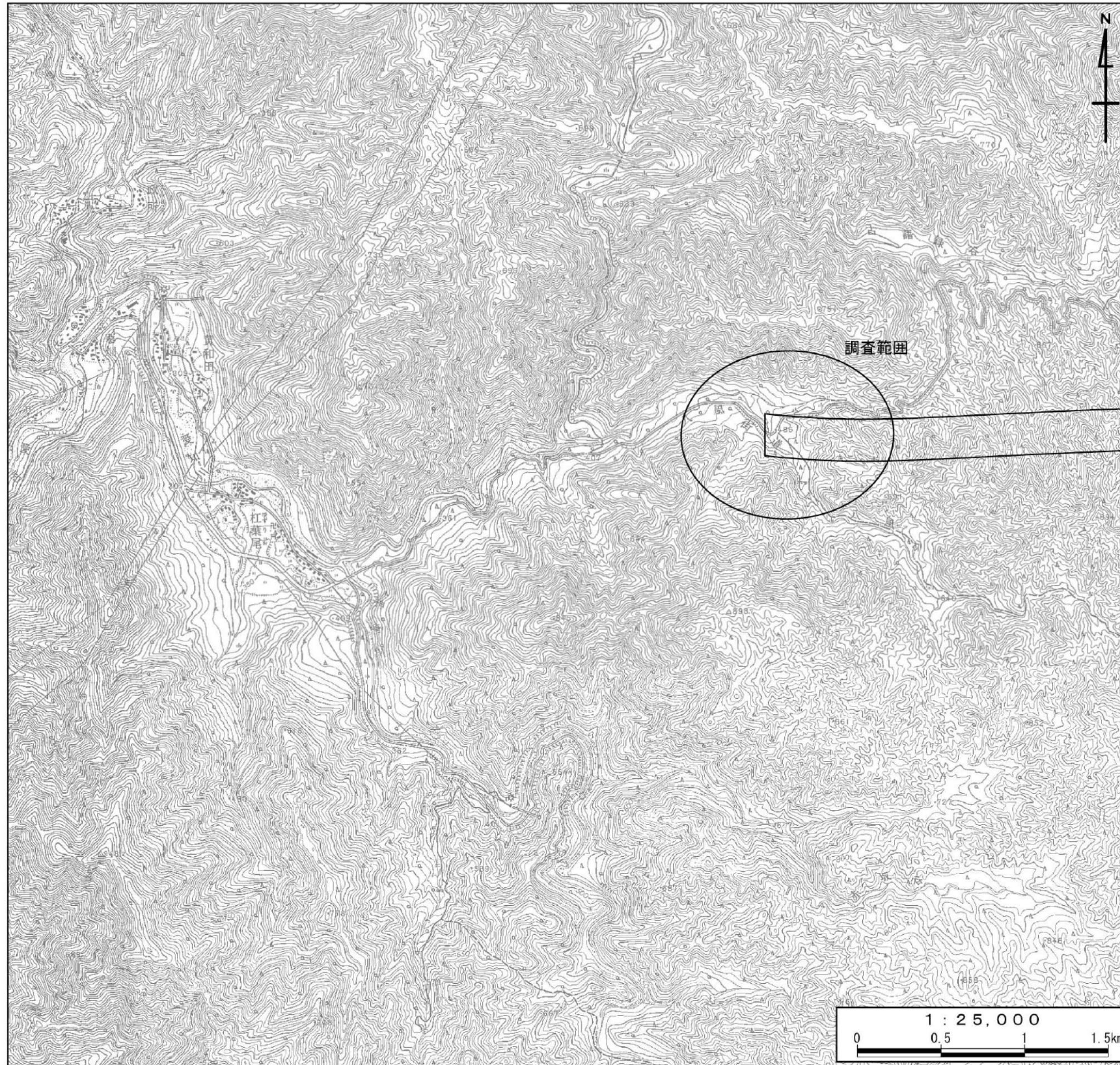


図 2-2 猛禽類の調査範囲図 (滋賀県)

5) 調査結果

(1) 確認種

現地調査で確認された学術上重要な猛禽類を表 2-13 に示す。ハイタカ、ノスリ及びクマタカの 3 種が確認された。

各種の重要種としての選定状況を表 2-13 に示す。法による指定種については、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」による国内希少野生動植物種としてクマタカが確認されている。

表 2-13 現地調査で確認された学術上重要な猛禽類の一覧

種名	選定基準										
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
ハイタカ			d	c			●		b	c	d
ノスリ										c	c
クマタカ		a	b	a	●	●	●	●	a	a	b

〔注〕 1. 選定基準は以下の資料による。

- ① 「文化財保護法」(昭和 25 年)による指定種
a : 特別天然記念物 b : 天然記念物
 - ② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年)による指定種
a : 国内希少野生動植物種 b : 国際希少野生動植物種
 - ③ 「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生動物—レッドデータブック—鳥類」(環境省;平成 14 年)による指定種
a : 絶滅危惧ⅠA類 b : 絶滅危惧ⅠB類 c : 絶滅危惧Ⅱ類
d : 準絶滅危惧 e : 情報不足 f : 地域個体群
 - ④ 「日本の絶滅のおそれのある野生動物—レッドデータブック—」(環境庁;平成 3 年)による指定種
a : 絶滅危惧類 b : 危急種 c : 希少種 d : 地域個体群
 - ⑤ 「第 1 回自然環境保全調査」(環境庁;昭和 51 年)による主要野生動物
 - ⑥ 「第 2 回自然環境保全基礎調査」(環境庁;昭和 56 年)での指定種
 - ⑦ 「滋賀県における環境影響評価の手引き」(滋賀県;平成 5 年)による重要な動物
 - ⑧ 「三重県自然環境保全調査書」(三重県;昭和 51 年)による指定種
 - ⑨ 「自然のレッドデータブック・三重」(三重自然誌の会;平成 6 年)による指定種
a : 危惧種 b : 希少種
 - ⑩ 「滋賀県で大切にすべき野生動物、2000 年版」(滋賀県;平成 12 年)による指定種
a : 絶滅危惧種 b : 絶滅危機増大種 c : 希少種 d : 要注目種
e : 分布上重要種 f : その他重要種 g : 絶滅種
h : 保全すべき群集・群落、個体群 i : 郷土種
 - ⑪ 「近畿地区鳥類レッドデータブック」(山岸哲監修;平成 14 年)による指定種
a : 危機的絶滅危惧 b : 絶滅危惧 c : 準絶滅危惧 d : 要注目
2. ●印は、重要種に係る選定基準の該当項目を示す。

(2) 各種の確認状況

①ハイタカ

三重県で1月に1回、滋賀県で2月に1回確認された。

現地調査では越冬期にのみ確認され、繁殖期には確認されなかった。出現回数が少なく、確認は上空飛翔のみであったことから、改変区域周辺は本種の主要な餌場等として利用されていないものと考えられる。

②ノスリ

三重県で1月に1回、滋賀県で9月に1回確認された。

滋賀県では幼鳥が確認され、調査地周辺における繁殖が考えられたが、7月～9月の調査では、改変区域周辺での繁殖は確認されなかった。確認は上空飛翔のみであったことから、改変区域周辺は本種の主要な餌場等として利用されていないものと考えられる。

三重県では繁殖期には確認されず、改変区域周辺では上空飛翔が確認されたのみであった。

③クマタカ

滋賀県で5月に2回、7月に1回確認された。

滋賀県では5月に成鳥による改変区域南方への餌運搬が確認された。このため、巢外育雛期（7～9月）に幼鳥の確認を目的とした調査を実施したが、調査範囲及びその周辺において幼鳥は確認されなかった。

改変区域周辺については、その上空の飛翔は確認されたものの採餌等の利用は見られなかった。植生は林樹の密植したスギ・ヒノキの植林であり、クマタカの採餌場として適していないと考えられる。

三重県では確認されず、採餌等の利用はほとんどないと考えられる。

6) 猛禽類調査のまとめ

現地調査の結果、学術上重要な猛禽類として3種の飛翔が確認された。これらはいずれも「評価書」で確認された種であり、調査区域内における営巣・採餌も確認されなかった。

なお、今後は工事中におけるモニタリング調査を継続し、猛禽類への影響を監視していく計画である。